



## 瀬川 議長

本日、温水委員、森本委員、西田委員より欠席の連絡をいただいております。

在任委員 13 名、出席委員 10 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

これより、令和5年第10回滝上町農業委員会総会を開催いたします。

### 日程第1.

会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第13条の規定により3番太田越委員、4番因委員の両名を指名いたします。

### 日程第2.

報告第1号. 会長の動向についてですが、令和5年10月12日に開催された令和5年度第2回オホーツク農業委員会連合会役員会

議に出席しました。内容は本年度の連合会事業計画と次年度の連合会事業計画案について、令和5年度オホーツク優良農村青年表彰について、令和5年度全国農業委員会会長代表者集会について、令和5年度管内農業委員会会長・事務局長研修会について、次年度の全国農業委員会会長大会及び会長・事務局長研修について協議しました。

今後の研修会として、11月16日に北見市で開催されるオホーツク農業委員連合会地区別農業委員研修会、12月4日に北見市で開催されるオホーツク女性農業委員の集い、来年1月22日～24日の間に農業委員会活動強化研修、女性農業委員活動強化研修、全道農業者年金研究会、時期は未定であります但遠紋地区の地区別農業委員・事務局職員研修会が予定されております。令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法の法律改正に伴い、地域計画の策定、目標地図の作成、農地バンク事業の活用を控えており、総会、あっせん委員会、利用状況調査、意向調査、地域との協議の場に

において、皆様の経験豊かな知識に加えて、更なる知識が求められてくるところでございますので、時間の許す限り研修会にご参加いただけると幸いです。

関係資料については、事務局備え付けとなっておりますので、お声がけください。

### 日程第3.

報告第1号. 農地法施行規則第53条第11号に基づく農地転用について議題とします。

事務局より説明願います。

### 加藤 事務局長

本件は、8月31日に農地利用状況調査の中で説明及び調査した内容であります。場所については、説明資料の1ページをご覧ください。北海道電力が既設の滝ノ上変電所の老朽化等が著しいことから、滝ノ上変電所再設工事を実施し、そのために必要な変電所引込ルートを変更するために、鉄塔を建設し、送電線を伸ばすものであります。

5人の所有者の農地内に鉄塔を赤色の四角で囲まれたナンバー5～9のとおり建設し、送電線を点線のとおりつなぎます。

工期は本年9月1日より開始し、令和7年9月30日までに終了する予定です。

一般的な農地転用は農地法に基づき、農業委員会で転用許可の可否について審査するものであります。説明資料の2ページのとおり、⑤その他省令で定める場合の、オ)電気事業者が送電用電気工作物等として転用する場合は、農地転用許可を要しないものとなっております。

今回は、農地法第5条第1項第7号、農地法施行規則第53条第1項第11号に基づくものとなっており、電気事業者は電気事業法に規定する事業者である必要があり、北海道電力はこれに該当します。

今回、農地転用許可を要しないものではありませんが、許可権者

との農業上の調整が必要な場合があるとともに、農業委員会も事前に把握しておきたい案件であることから、今後も留意する必要があるものと考えておりますので、ご承知おき願いますとともに報告いたします。

**瀬川 議長**

これより質疑に入ります。

ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑を打ち切ります。

無いようですので、本件を了承することでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

本件を了承することといたします。

日程第4.

報告第3号. 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について議題とします。

朗読願います。

**廣田 係長**

議案2ページをお開き下さい。

(以降、朗読)

瀬川 議長

正式には、賃貸人、貸借人については、氏名と共に住所を読み上げるのですが、人数が多いので住所の読み上げなしの方法でよろしいでしょうか。

委員

よろしい。

廣田係長

続けます。

●●●●さんその他数名の書類についてですが、書類の返信の都合上、押印・捺印がない物を掲載しています。ご当人とは、電話で連絡を取り合っており、後日押印・捺印のある書類が農業委員会に届きます。

以上です。

瀬川 議長

説明願います。

加藤 事務局長

本件については、本年度をもって株●●●●が離農することから、12名の所有者と株●●●●との間で契約した貸借地についての合意解約の通知となります。

それぞれの通知書と場所は2ページから27ページまでとなり、詳細は係長より説明いたします。

また本件は農地法で定めた合意解約の要件を満たしているため、同法第18条第1項の北海道知事の許可は不要であります。

廣田 係長

本件については、12名の所有者が所有している農地であり、株●●●●に貸付していたところです。

先ほど、加藤事務局長から説明のあったとおり、離農に伴い、株

●●●●から貸借の解除を申し出られたものに、12名の所有者も同意したものでございます。書類返送の都合上、全ての通知書に押印及び捨印がなされていない所有者の方もおりますが、農業委員会からの書面及び電話並びに(株)●●●●から個別に連絡していただいておりますので、異議なく合意解約がされているものとしております。

該当農地については、12名の所有者全てからあっせん申出が出ておりますので、後程上程いたします。

瀬川 議長

これより質疑に入ります。

ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。

日野 委員

7番。

瀬川 議長

7番、日野委員。

日野 委員

●●●●さんと●●●●さんの続柄を教えてください。  
それと、面積の表示についてですが、総面積と使用面積のそれぞれの合計があると判りやすいと思うので今後は、そのような表示をして頂けるとありがたいです。

廣田係長

お答えいたします。

●●●●さんと●●●●さんの続柄は、配偶者です。

面積の表示について、承知いたしました。

瀬川 議長

他にございませんか。

無いようですので、本件については、適正な合意解約であることを確認したという事でご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。  
本件が適当であると認める事に決定しました。

日程第5.  
報告第4号. あっせん報告について議題といたします。  
前回総会は1件のあっせん委員会が立ちあがりましてので、  
あっせん委員会より報告願います。  
林委員長より報告願います。

林 委員(あっせん委員会委員長)

(林委員長報告)

瀬川 議長

これより質疑に入ります。  
ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑を打ち切ります。  
無いようですので、あっせん報告を了承することでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

あっせん報告を了承することといたします。

日程第6.

議案第1号.農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。

廣田 係長

議案32ページをお開き下さい。  
(以降、朗読)

以上です。

瀬川 議長

説明願います。

加藤 事務局長

本件は、あっせん報告のあった滝上町濁川みどり町の●●●●さんより雄鎮内の株●●●●を相手に貸借する案件となります。場所については30ページをご覧ください。

瀬川 議長

これより質疑に入ります。  
ただいまの件について質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。  
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。



(異議なしの声)

異議なしと認めます。  
本計画案は適当であると決定しました。

日程第7.  
議案第2号.農地所有適格法人事業報告について議題とします。  
朗読願います。

廣田 係長

議案34ページをお開き下さい。  
(以降、朗読)

以上です。

瀬川 議長

説明願います。

加藤 事務局長

本件は、農地法第6条に基づく農地所有適格法人からの事業報告であります。本議案では、(株)●●●●からの事業報告となります。

説明資料3ページから7ページまでのチェックシートにより確認した結果、不可となった項目がなく要件を満たしていると判断いたします。

瀬川 議長

これより質疑に入ります。  
ただいまの件について質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑を打ち切ります。  
事業報告を了承することにご異議ございませんか。  
また、35ページの●●●●さんの農地の提供面積の単位は、  
ha(ヘクタール)です。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。  
事業報告について了承することといたします。

日程第8

議案第3号. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議題といたします。  
朗読願います。

**廣田 係長**

議案38ページをお開きください。  
(以降、朗読)

続いて、議案50ページをお開きください。  
(以降、朗読)

最後に、議案61ページをお開きください。  
(以降、朗読)

以上です。

**瀬川 議長**

説明願います。

**加藤 事務局長**

本件は、農地法第3条の許可申請であります。

1件目は、大正の●●●●さんの農地を同じく大正の●●●●さんに賃貸借する案件でございます。

2件目は、旭川市の●●●●さんの農地を大正の●●●●さんに賃貸借する案件でございます。

3件目は、一区の●●●●さんの農地をご子息である一区の●●●●さんに使用貸借する案件でございます。

なお3条の許可基準については、説明資料8ページから10ページをご覧ください。この表によりチェックを行いましたが、問題ありませんでしたので審議の参考にしてください。

場所については議案49ページ、60ページ、77ページの図面をご覧ください。なお、1件目と2件目については、8月31日に農地利用状況調査の中で確認済みであります。

詳細については係長より説明いたします。

**廣田 係長**

1件目の●●●●さんについては、ご子息である●●●●さんをご逝去されたことに伴い、地図上では●●●●さん名義の農地と、●●●●さんのご逝去されている配偶者の●●●●さん名義となっている農地について、本年9月中旬に●●●●さんが正式に相続をされました。その後、●●●●さんが生前より耕作等を依頼していた近隣の●●●●さんと5年間の賃貸借契約をするものです。

2件目の●●●●さんについては、先ほどもご紹介した●●●●さんと賃貸借契約を締結しておりましたが、●●●●さんをご逝去されたことに伴い、賃貸借契約が解消となりました。その後、敏さんが生前より耕作等を依頼していた近隣の●●●●さんと1年間の賃貸借契約をするものです。なお、1年間の契約期間については、この期間中に売買契約を視野に入れていることから、1年

間としております。

3件目の●●●●さんについては、令和6年1月1日付けでご子息である●●●●さんに経営移譲をするために、10年間の使用貸借契約をするものです。

以上です。

瀬川 議長

これより質疑に入ります。

ただいまの件について質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑を打ち切ります。

本件の現地確認については、1件目及び2件目については、本年度の利用状況調査で確認しており、3件目については親子間による使用貸借であることから、現地確認を省略いたします。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議に戻します。

瀬川 議長

この件について意見を求めます。

大坪 委員

8 番

瀬川 議長

8 番、大坪委員

大坪 委員

1 件目、2 件目について、現地調査確認済みです。

3 件目については、親子間の案件でして、特に問題ありません

でしたので許可してよろしいと思います。

**瀬川 議長**

ただ今許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

本件は許可することに決定しました。

**瀬川 議長**

日程第9.

議案第4号. あっせん申し出について議題といたします。

朗読願います。

**廣田 係長**

議案79ページをお開き下さい。

(以降、79ページ～80ページ、82ページ～92ページ、94ページ～96ページ 朗読)

以上です。

**瀬川 議長**

説明願います。

**加藤 事務局長**

本件はあっせんの申し出であります。

報告第3号であった合意解約の通知にあった12名の所有者からの申請に加えて、既に(株)●●●●との間で締結していた賃貸借契約の期間が満了となっていた大阪府の●●●●さん、(株)●●●●からの申請です。

最初の12名(注:合意解約をされた方々)と●●●●さんについては、(株)●●●●に賃貸借していた農地の返還を受けて、新たに賃貸借又は売買にて権利設定をお願いしたいというものであります。なお、●●●●氏名義の農地については、返還を受けた農地以外に1筆追加となっております。

(株)●●●●については、離農に伴い、会社を清算し、農地の処分をしたいことから、賃貸借又は売買にて権利設定をお願いしたいというものであります。

場所については、●●●●氏を除く最初の11名(注:合意解約をされた方々)は報告第3号にて既に説明済みです。

●●●●さんについては、議案81ページ、(株)●●●●については議案93ページをお開きください。●●●●氏については、1筆追加となっておりますので、議案97ページをお開きください。

瀨川 議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

大坪 委員

8 番

瀨川 議長

8 番、大坪委員

大坪 委員

●●●●さんの土地ですが、あっせんが1筆増えたそうですが、どこの土地ですか。また、92 ページの土地は、合意解約以外のものですか。

廣田係長

お答えいたします。

●●●●さんの土地は 97 ページをご覧ください。

この地図で言いますと、使用貸借をしたのちに合意解約した場所

を青枠で囲っています。新たに増えた土地は、使用貸借をしていなかった土地です。赤枠で囲っています。

また、92 ページの土地は、●●●●さんが(株)●●●●の名義で持っていた土地ですので、合意解約以外の土地です。

質疑を打ち切ります。

本件について、あっせんすることとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

**瀬川 議長**

異議なしと認めます。

本件はあっせんすることに決定しました。

今回、(株)●●●●の離農が起因となるあっせんであり、地域農業にとって大きな影響を与えるものであり、約 140 町の農地が空くことになることから、どのようにあっせんを進めるべきかを話し合うべきかと考えます。

通常あっせん委員会を立ち上げますが、今回は規模が大きいので、どのように進めたらよいかを話し合いたい。ということです。

ここで暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

休憩を解き会議に戻します。

規模が大きいので、あっせん委員は会長以外の全員を、あっせん委員として、代表は会長代理の張間委員とします。

(異議なしの声)

**瀬川 議長**

異議なしと認めます。

日程第10.

議案第5号. 現況証明願いについて議題といたします。

朗読願います。

廣田 係長

議案99ページをお開き下さい。（以降、朗読）

以上です。

瀬川 議長

説明願います。

加藤 事務局長

本件は、10月20日付けで、●●●●さんから申出があった現況証明願いであります。

理由は地目を変更するためとなり、この農地に関しては議案第4号にある●●●●さん分のあっせん申し出の申請内容からは除外されております。場所については100ページの図面を参照してください。

瀬川 議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。

（異議なしの声）

本件は、現地確認が必要ですので審議を保留いたします。  
それでは現地確認のため休憩いたします。

（暫時休憩）



瀬川 議長

休憩を解き会議に戻します。

議案第5号. 現況証明願いについて審議します。

この件について意見を求めます。佐々木委員。

佐々木 委員

11 番

瀬川 議長

11 番、佐々木委員

佐々木 委員

現地確認をしたところ耕作には非常に不利と思われる土地ですので、許可して差し支えないと思います。

瀬川 議長

ただ今の意見は、願い出があったとおりの内容で証明書を発給してよろしいとの意見ですが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

本件は願い出どおり証明書を発給することに決定いたしました。

以上で全議案の審議を終了いたしました。

これで第10回農業委員会総会を終了いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。